

# 経 済 産 業 省

20231214 貿局第1号  
輸入注意事項2023第19号  
経済産業省貿易経済協力局

「ロシアを船積地域とするダイヤモンドの二号承認制への追加について」の規程を次のとおり制定する。

令和5年12月20日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

## ロシアを船積地域とするダイヤモンドの二号承認制への追加について

令和5年12月20日付け経済産業省告示第165号（輸入公表の一部を改正する告示）により、輸入公表の二の表の第1のロシアを船積地域とするダイヤモンドについては、令和6年1月1日以降、二号承認を受けるべき貨物となりました。

本措置は、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、令和5年12月15日付け閣議了解に基づき輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してください。

また、本措置の施行後においては、ロシアを船積地域とするダイヤモンド原石を輸入しようとする場合は、輸入公表の三の8（8）に基づきダイヤモンド原石の国際証明制度に基づくキンバリー・プロセス証明書を税関に提出する場合であっても、輸入公表の二の表の第1のロシアの項に基づく経済産業大臣の承認が必要となりますので輸入禁止措置の対象となります。

## 附 則

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に輸入に係る契約を行った者がその契約に基づいてする輸入については、施行の日から起算して3月を経過した日までは、なお従前の例による。